

(写)
31 西監第 109 号
令和元年 10 月 2 日

西東京市議会議長 田 中 のりあき 殿
西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿

西東京市監査委員 櫻 井 勉

西東京市監査委員 橋 本 勇

西東京市監査委員 小 幡 勝 己

令和元年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

総務部 総務法規課
市民部 資産税課
都市整備部 住宅課

第3 監査委員の除斥

本監査においては、監査委員である櫻井勉委員について、同法第199条の2の規定により、除斥して実施した。

第4 監査の範囲

各課が行った平成30年度における財務に関する事務及びその他の事務の執行

第5 監査の期間

平成31年4月2日から令和元年9月27日まで

第6 監査の基準

全国都市監査委員会の「都市監査基準」（平成27年8月27日施行）に準拠

第7 監査の実施内容

各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第8 監査の日程及び実施場所

- 1 実 査 令和元年5月27日、29日、30日、6月26日
実施場所：各課執務室等
- 2 説明聴取 令和元年6月24日、7月10日 実施場所：監査委員室
- 3 講 評 令和元年8月19日 実施場所：監査委員室

第9 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令等に従って適正に、かつ、数値等に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続は法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。
- 7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

第10 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、後述する。なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

1 個別的指摘事項

(1) 総務部 総務法規課

ア 主管課契約に関する事務について、日付に不整合があるもの、一体的に契約が可能な内容であるにもかかわらず個別に主管課契約を行っているものが見受けられた。

また、実施起案等の書類に記載誤りや記載漏れ、添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 予算の執行について、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てることを定めているが、年度末に翌年度分となる消耗品及び郵券の購入が見受けられた。

法令にのっとり適正な予算の執行を行うべきである。

(2) 市民部 資産税課

ア 主管課契約に関する事務について、日付に不整合があるもの、一体的に契約が可能な内容であるにもかかわらず個別に主管課契約を行っているものが見受けられた。

また、実施起案等の書類に記載誤りや記載漏れ、添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 公印の使用承認について、西東京市公印規則では、公印の押印を求めようとするときは、公印管守者又は公印取扱主任の承認を得ることを定めており、また、文書事務の手引では、回議用紙を用いないで決裁を受け施行する文書の場合は、公印押印申請書に必要な事項を記入し、公印管守者に提示することを定めている。しかし、回議用紙を用いないで決裁を受け施行する文書について、公印押印申請書を使用せずに公印を押印しているものなどが見受けられた。

規程等にのっとり適正な事務を行うべきである。

ウ 記録媒体の取扱いについて、西東京市情報セキュリティポリシー及び西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順（以下「セキュリティポリシー等」という。）では、記録媒体を端末等に接続して使用する場合は、ネットワーク統括管理者及び情報システム管理者の許可を得、接続が許可された記録媒体については、管理台帳による記録・管理を行い、機密性2以上の情報資産を使用する場合には、使用記録簿に記録することを定めているが、情報推進課に申請が行われておらず、台帳や記録簿も作成していない記録媒体が保管されていた。

使用する場合は、情報推進課への申請など必要な手続を行うなど、セキュリティポリシー等にのっとり適正な管理・運用を行うべきである。

(3) 都市整備部 住宅課

ア 主管課契約に関する事務について、日付に不整合があるもの、競争見積合わせが可能であるにもかかわらず特命随意契約を行っているもの、一体的に契約が可能な内容であるにもかかわらず個別に主管課契約を行っているものが見受けられた。

また、実施起案等の書類に記載誤りや記載漏れ、添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 予算の執行について、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てることを定めているが、年度末に翌年度分となる消耗品及び郵券の購入が見受けられた。

法令にのっとり適正な予算の執行を行うべきである。

ウ 事務決裁及び専決について、西東京市事務決裁及び専決規程では、行政財産の目的外使用許可は副市長が専決できる事案と定めているが、副市長ではなく部長が決裁していた。

規程にのっとり適正な事務を行うべきである。

エ 事案の処理について、西東京市文書管理規程では、事案の処理はすべて文書等により決裁を受けることを定めているが、起案・決裁日と文書番号の日付が不整合となっており、実質的には事案の事後処理となっているものが見受けられた。

起案は市の意思を決定するため、その処理案を作成する重要な手続である。

規程にのっとり適正な事務を行うべきである。

2 意見要望事項

今回の監査では、契約事務、予算の執行、公印の使用承認等について、これまでも指摘事項として挙げてきた不適正な事務処理が見受けられた。指摘された事項は、当該部署はもとより、全庁の部署においても真摯に受け止め、改善に取り組むことを望むものである。

不適正な事務処理の原因としては、決裁過程での確認不足、例規等の理解不足、誤った前例の踏襲が考えられる。そして、適正な事務処理を円滑に行うために作成された全庁に共通する各種事務処理マニュアルが、全ての職員に十分活用されていないことも1つの要因と考えられる。

こうした現状を踏まえ、今後も継続的な検証及び事務処理改善の取組に努められたい。

監査対象課の概要

【総務部総務法規課】

○分掌事務（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- 庶務調査係
- (1) 総務事務に係る基本的な企画及び調査研究に関すること。
 - (2) 総務事務に係る総合調整に関すること。
 - (3) 基幹統計調査に関すること。
 - (4) 市政統計及び行政基礎資料の作成、収集及び編集に関すること。
 - (5) 統計資料の分析に関すること。
 - (6) 行政区域界に関すること。
 - (7) 東京市町村総合事務組合（交通災害共済に係る共同事務を除く。）に関すること。
 - (8) 部内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。
 - (9) その他他の部課に属しない事項に関すること。
- 法規文書係
- (1) 公印に関すること。
 - (2) 公告式に関すること。
 - (3) 条例、規則及び訓令に関すること。
 - (4) 文書の審査に関すること。
 - (5) 文書の発送に関すること。
 - (6) 文書及び図書の整理保存に関すること。
 - (7) 市議会の招集及び議案に関すること。
 - (8) 訴訟事務及び行政不服審査の総合調整に関すること。
 - (9) 固定資産評価審査委員会に関すること。
 - (10) 事務報告の作成に関すること。
 - (11) 各行政委員会との連絡調整に関すること。
 - (12) 行政資料の管理及び情報の収集提供に関すること。
 - (13) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
 - (14) 市刊行物の発行管理及び頒布に関すること。
 - (15) 情報公開事務の総合調整に関すること。
 - (16) 情報公開コーナーの管理運営に関すること。
 - (17) 行政手続に関すること。

(1) 職員の配置状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1		1			1	2	1		4	2					12

※上記職員のほか、嘱託員として、情報公開コーナー事務嘱託員 4 人、郵便等業務事務嘱託員 1 人が配置されている。

(2) 平成30年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【一般管理費】								
02 一般管理事務費	3,147,000	3,140,868	6,132					3,140,868
08 争訟関係費	5,811,000	4,160,662	1,650,338					4,160,662
【文書費】								
01 文書管理事務費	28,332,000	26,381,370	1,950,630				41,000	26,340,370
02 情報公開・個人情報保護費	8,582,000	7,913,981	668,019				280,000	7,633,981
【税務総務費】								
02 固定資産評価審査委員会費	294,000	164,238	129,762					164,238
【統計調査総務費】								
02 統計調査事務費	374,000	354,945	19,055					354,945
【基幹統計費】								
01 統計調査員確保対策事業費	68,000	55,000	13,000		55,000			0
02 経済センサス調査区管理費	17,000	12,000	5,000		12,000			0
03 学校基本調査費	28,000	26,000	2,000		26,000			0
04 建設工事統計調査費	80,000	64,815	15,185		64,815			0
05 工業統計調査費	255,000	230,000	25,000		230,000			0
06 平成30年住宅・土地統計調査費	10,570,000	8,141,760	2,428,240		8,141,760			0
07 平成31年経済センサス基礎調査準備事務費	13,000	9,000	4,000		9,000			0
08 2020年農林業センサス調査区設定費	13,000	3,000	10,000		3,000			0
09 平成32年国勢調査調査区設定費	5,000	2,000	3,000		2,000			0
合計	57,589,000	50,659,639	6,929,361	0	8,543,575	0	321,000	41,795,064

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決	算	50,659,639	86,711,794	137,371,433	676
内	特 定 財 源	8,864,575	0	8,864,575	44
訳	一 般 財 源	41,795,064	86,711,794	128,506,858	632

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(平成31年3月末日現在の住民基本台帳人口：203,222人)

【市民部資産税課】

○分掌事務（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- 土地係
- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の基本的な企画、調査研究等に関すること。
 - (2) 土地の評価に関すること。
 - (3) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、申告及び減免に関すること。
 - (4) 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。
 - (5) 所管事項に係る税務統計に関すること。
 - (6) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
 - (7) 土地課税台帳、公図等の管理に関すること。
 - (8) 固定資産税及び都市計画税の犯則取締り及び処分に関すること。
 - (9) 固定資産税及び都市計画税の諸証明並びに課税台帳等の閲覧に関すること。
 - (10) 課内の庶務に関すること。
- 家屋償却資産係
- (1) 家屋及び償却資産の評価に関すること。
 - (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課、申告及び減免に関すること。
 - (3) 償却資産に係る固定資産税の賦課、申告及び減免に関すること。
 - (4) 所管事項に係る税務統計に関すること。
 - (5) 家屋課税台帳、償却資産課税台帳等の管理に関すること。
 - (6) 固定資産税及び都市計画税の犯則取締り及び処分に関すること。
 - (7) 固定資産税及び都市計画税の諸証明並びに課税台帳等の閲覧に関すること。

(1) 職員の配置状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
			1		1		2	4	2	13					23

※課長補佐 1 人は、再任用職員である。

(2) 平成 30 年度決算の状況

（事業別）

（単位：円）

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支支出金	地方債	その他	
【課税費】								
03 資産税賦課事務費	50,400,000	49,029,636	1,370,364	0	287,000	0	5,924,000	42,818,636
合計	50,400,000	49,029,636	1,370,364	0	287,000	0	5,924,000	42,818,636

（市民 1 人当たり決算額） ※1

（単位：円）

		事業費	人件費 ※2	合計	市民 1 人当たり決算額 ※3
決算額		49,029,636	166,586,385	215,616,021	1,061
内訳	特定財源	6,211,000	0	6,211,000	31
	一般財源	42,818,636	166,586,385	209,405,021	1,030

- 注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。
- ※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。
- ※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。
（平成31年3月末日現在の住民基本台帳人口：203,222人）

【都市整備部住宅課】

○分掌事務（平成31年3月31日現在）

- 住宅係
- (1) 住宅政策に関すること。
 - (2) 住宅マスタープランに関すること。
 - (3) 市営住宅に関すること。
 - (4) 高齢者住宅に関すること。
 - (5) 都営住宅の募集等に関すること。
 - (6) 都営住宅及び都市再生機構住宅等の建て替え等に関すること。
 - (7) 分譲マンション等の相談及び建て替えに関すること。
 - (8) 住宅の修繕、増改築等の工事のあっせんに関すること。
 - (9) 耐震診断及び耐震改修の助成に関すること。
 - (10) 特定優良賃貸住宅に関すること。
 - (11) 空き家対策に関すること。
 - (12) 住宅セーフティネットに関すること。

(1) 職員の配置状況（平成31年3月31日現在）

（単位：人）

部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
		1					1	2		3					7

(2) 平成30年度決算の状況

（事業別）

（単位：円）

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【住宅管理費】								
01 一般管理事務費	156,000	140,185	15,815					140,185
02 都営住宅募集事務費	537,000	457,183	79,817		80,000			377,183
03 高齢者アパート事業費	34,508,000	34,386,639	121,361				2,632,000	31,754,639
04 市営住宅維持管理費	33,040,000	32,580,758	459,242				6,629,000	25,951,758
05 市営住宅等対策事業費	19,000	18,011	989					18,011
【住宅対策費】								
01 耐震改修等事業費	71,834,000	71,653,014	180,986	26,770,000	24,371,000			20,512,014
02 住宅セーフティネット事業費	902,000	61,440	840,560					61,440
03 空き家対策事業費	4,030,000	3,993,823	36,177	66,000	1,834,000			2,093,823
合計	145,026,000	143,291,053	1,734,947	26,836,000	26,285,000	0	9,261,000	80,909,053

（市民1人当たり決算額） ※1

（単位：円）

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決算額		143,291,053	61,621,846	204,912,899	1,008
内訳	特定財源	62,382,000	426,000	62,808,000	309
	一般財源	80,909,053	61,195,846	142,104,899	699

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。
(平成31年3月末日現在の住民基本台帳人口：203,222人)